

平成 29 年度 各種助成金のご案内

島根労働局雇用環境・均等室

ご留意いただきたいこと

- ・ 〈 〉 内の金額は、生産性要件を満たした場合の助成額です。
※生産性要件につきましてはこちらをご覧ください
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>
- ・ ご紹介する助成金は、要件を満たした日によっては、平成 28 年度の要件に該当し、支給額が異なる場合があります。
- ・ 助成金の内容や要件、支給額については、平成 30 年度以降に変更の可能性があります。
- ・ 申請期間内であっても、国の予算額に制約されるため、受付を締め切る場合があります。

仕事と育児や介護の両立支援や女性の活躍促進に取り組む事業主の皆さまに対する助成金です



1 両立支援等助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

男性労働者の子育てを応援したい事業主の皆様へ

●出生時両立支援コース●

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させた事業主に助成します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|------------|---------------|--------------|
| 取組・育休 1 人目 | 57万円〈72万円〉 | 28.5万円〈36万円〉 |
| 育休 2 人目以降 | 14.25万円〈18万円〉 | |

☆ 1 企業当たり 1 年度につき 1 人まで ☆ 過去 3 年以内に男性育休取得者がいた場合は申請できません。

介護で仕事を辞めさせたくない事業主の皆様へ

●介護離職防止支援コース●

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備を行い、「介護支援プラン」の作成により、介護休業の円滑な取得及び職場復帰又は介護のための勤務制度の利用の支援を行った事業主に助成します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---------|--------------|------------|
| 介護休業の利用 | 57万円〈72万円〉 | 38万円〈48万円〉 |
| 介護制度の利用 | 28.5万円〈36万円〉 | 19万円〈24万円〉 |

☆ 支給対象となるのは 1 企業当たり 2 人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各 1 人）

従業員の育休取得～復帰を円滑にしたい事業主の皆様へ

●育児休業等支援コース●

① 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた 中小企業事業主 に助成します。

| | |
|--------------------|----------------------------|
| 育休取得時 | 28.5万円〈36万円〉 |
| 職場復帰時 | 28.5万円〈36万円〉 |
| 育休取得者の職場支援の取組をした場合 | 19万円〈24万円〉 ※「職場復帰時」に加算して支給 |

☆ 支給対象となるのは 1 企業当たり 2 人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各 1 人）

☆ 「職場支援の取組」とは、育休取得者と同じ職場の従業員等が取得者の業務を代替して行う場合に、業務の見直しや代替業務に対応した賃金制度を規定し、また当該制度に沿った賃金を支給すること等です。

従業員の子育休取得～復帰を円滑にしたい事業主の皆様へ

●育児休業等支援コース●

② 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に助成します。

| | |
|--------------------|---------------|
| 支給対象労働者 1 人当たり | 47.5万円〈60万円〉 |
| 支給対象労働者が有期契約労働者の場合 | 9.5万円加算〈12万円〉 |

☆支給対象となるのは1企業当たり1年度に10人まで

☆同一の子育休取得者について同コースの①と併給できません。

妊娠等で離職した労働者の再雇用をお考えの事業主の皆様へ●再雇用者評価処遇コース●

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が、就業が可能となったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望者を再雇用し、継続して雇用した事業主に助成します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|------------|-------------|--------------|
| 再雇用 1 人目 | 38万円〈48万円〉 | 28.5万円〈36万円〉 |
| 再雇用 2～5 人目 | 28.5円〈36万円〉 | 19万円〈24万円〉 |

女性にもっと活躍してほしい事業主の皆様へ

●女性活躍加速化コース●

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に助成します。

(注) 中小企業：本助成金では産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業をいいます。

| | 中小企業 (注) | 中小企業以外 |
|------------------|--------------|--------------|
| 【加速化Aコース】 | 28.5万円〈36万円〉 | — |
| 【加速化Nコース】 | 28.5万円〈36万円〉 | — |
| 女性管理職比率が基準値以上に上昇 | 47.5円〈60万円〉 | 28.5万円〈36万円〉 |

☆支給対象となるのは、1企業当たり各コース1回限り

労働者の賃金の引き上げ等をお考えの中小企業事業主の皆様へ



2 業務改善助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、その引き上げのために生産性向上のための設備投資等を行った**中小企業事業主**に、かかった費用の一部を助成します。

業務改善に要した経費の7/10※(常時雇用する労働者が30人以下の企業は3/4※)。※生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)
 上限額は申請コースにより異なる(50～200万円)

この助成金については、島根県最低賃金総合相談支援センターにもご相談いただけます。

フリーダイヤル0120-20-2621【(一社)島根県経営者協会内】

労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主の皆さまに対する助成金です。なお、対象となる中小企業事業主は、コースごとに範囲があります。



3 職場意識改善助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

労働者の残業を減らしたり、年次有給休暇を取らせてあげたい事業主の皆様へ

●職場環境改善コース●

「労働時間等の設定の改善」により、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

| | |
|-----|-------------------------|
| 補助率 | 1/2～3/4※(上限額67万円～100万円) |
|-----|-------------------------|

※取組内容や達成状況、企業の規模により助成額は変わります。

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で、常時10人未満の中小企業事業主限定
所定労働時間を短くしてあげたい事業主の皆様へ

●所定労働時間短縮コース●

「労働時間等の設定の改善」により、所定労働時間の短縮を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

| | |
|-----|--------------|
| 補助率 | 3/4(上限額50万円) |
|-----|--------------|

限度基準を超える時間数で36協定を締結しているけれど・・・
時間外労働を削減したいとお考えの事業主の皆様へ

●時間外労働上限設定コース●

「労働時間等の設定の改善」により、時間外労働の上限設定に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

| | |
|-----|--------------|
| 補助率 | 3/4(上限額50万円) |
|-----|--------------|

テレワークの導入をお考えの事業主の皆様へ

●テレワークコース●

「労働時間等の設定の改善」及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおけるテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

| | |
|-----|-------------------------|
| 補助率 | 1/2～3/4※(上限額100万～150万円) |
|-----|-------------------------|

※取組内容や達成状況等により助成額は異なります。※1人あたりの上限額も定められています。

☆お問い合わせ及び申請先 テレワーク相談センター 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館
電話0120-91-6479

勤務間インターバルの導入をお考えの事業主の皆様へ●勤務間インターバル導入コース●

「労働時間等の設定の改善」及び仕事と生活の調和の推進のため、勤務間インターバルの新規導入または拡充に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

| | |
|-----|------------------|
| 補助率 | 3/4※(上限額20～50万円) |
|-----|------------------|

※取組内容等により助成額は変わります。

有期契約労働者、短期間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するための取組を実施した事業主の皆さまに対する助成金制度です。



4 キャリアアップ助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

非正規労働者を正社員にしたい事業主の皆様へ

●正社員化コース●

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した事業主に対して助成します。

| 1人当たりの助成額(※) | 中小企業 | 大企業 |
|--------------|--------------|----------------|
| ① 有期から正規へ | 57万円〈72万円〉 | 42.75万円〈54万円〉 |
| ② 有期から無期へ | 28.5万円〈36万円〉 | 21.375万円〈27万円〉 |
| ③ 無期から正規へ | 28.5万円〈36万円〉 | 21.375万円〈27万円〉 |

※取組内容等により助成額は異なります。
※別途加算措置があります。

非正規雇用労働者の賃金を上げたい事業主の皆様へ

●賃金規定等改定コース●

全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた事業主に対して助成します。

| 助成額(※) | 中小企業 | 大企業 |
|-----------------------------|-------------------|----------------------|
| ① すべての賃金規定等を2%以上増額改定 | 9.5万円～ 〈12万円～〉 | 7.125万円～ 〈9万円～〉 |
| ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 | 4.75万円～ 〈6万円～〉 | 3.325万円～ 〈4.2万円～〉 |

※取組内容や対象労働者数等により助成額は異なります。
※中小企業において3%以上増額改定した場合は、加算措置があります。

☆キャリアアップ助成金については、他にも種類がございますので、ぜひ厚生労働省のホームページをご覧ください。

お問合せ先

各助成金の要件等の詳細は、厚生労働省のホームページでご確認いただくか、
島根労働局雇用環境・均等室

〒690-0841 松江市向島町134-10

電話0852-20-7007 FAX0852-31-1505

にお問い合わせください。

関連ページ一覧（厚生労働省ホームページ内）

- 両立支援等助成金について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

- 業務改善助成金について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

- 職場意識改善助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

- キャリアアップ助成金について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html